

## Gard Alert

# 米国コーストガードが、バラスト水規制に関する「型式承認後の」追加ガイダンスを発表

こちらは、英文記事「[US Coast Guard provides additional 'post type-approval' guidance to its ballast water regulations](#)」(2017年3月15日付)の和訳です。

米国バラスト水規制遵守計画を事前に策定し、今後の米国コーストガード型式承認済みバラスト水処理システム設置に向けた準備作業に早めに着手することが船主に求められています。

2017年3月6日、米国コーストガード(USCG)は Marine Safety Information Bulletin ([MSIB 03-17](#))においてバラスト水管理(BWM)延長プログラムに関する追加ガイダンスを発表しました。[Coast Guard Maritime Commons](#)によれば、このMSIBは、USCGに多数の延長要請と質問が寄せられたことを受けて、前回発行したガイダンスについて誤解が広まっているとの認識のもと、改めてすべての関係者に確実な説明を提供する必要があるとの判断から発行されたものです。2017年1月24日付の Gard Alert「[米国バラスト水管理延長プログラム最新情報](#)」も併せて参照してください。



USCG が特に強調したのは、USCG の延長承認を取得する前に船主は USCG の型式承認済み BWM システムが当該船舶において利用可能か否かについて明確な根拠を提出しなければならないということです。すなわち、船主は利用可能な型式承認や各システムの技術的制約について調べ、且つその船に利用することができない理由を証明しなくてはなりません。USCG は、BWM に関して「一つのシステムですべて事足りるわけではない」こと、世界の船舶に対応するには様々な型式承認が必要であることを理解してはいるものの、延長承認がいつまでも出せるわけではないと明言しています。

[Coast Guard Maritime Information Exchange](#) は USCG の型式承認システムの一覧を掲載した公式ウェブサイトです。また、2017年3月からは USCG の [ballast water portal](#) でも型式承認 BWM システムの各種証明書や付属書類なども見られるようになりました。

### 米国バラスト水規制 - まとめ

米国は、IMO BWM 条約には合意していませんが、[Title 33 Code of Federal Regulations \(CFR\) Part 151](#) セクション 151.1510 と 151.2025 に規定するとおり、米国独自のバラスト水管理要件を採択しています。この規定は 2012 年 6 月に発効し、バラストタンクを装備し米国水域内でバラスト水の排水をするレジャー用以外のすべての米国籍・外国籍船が対象です。遵守日は、バラスト水処理システム能力に応じて 2014 年 1 月 1 日以降、もしくは 2016 年 1 月 1 日以降の最初の乾ドック入渠予定に決定されます。遵守日になれば規定で定めた BWM 方式のいずれかを使用しなくてはなりません。つまり大方の船舶にとって USCG が承認したバラスト水処理システムを設置して使用しなくてはならないということです。さらに詳しくは [2012 年 3 月の Gard Alert \(英文\)](#) を参照してください。

### BWM 延長プログラム

規定 [33 CFR 151.2036](#) では、あらゆる努力をもってしても BWM 方式のいずれかを使用することが不可能であることを船主が書類で証明すれば、遵守日の延長を USCG が許可できるとしています。2016 年 12 月以前には USCG の型式承認 BWM システムがまだなかったため、不可能であることを船主が文書で証明することは比較的簡単でした。しかし 3 つの型式が承認された今、USCG の延長申請に関する方針も変わっており、[MSIB 03-17](#) に次のような申請に向けた手引きが記載されていますのでご留意ください。

- ・ 延長申請は、遵守日の 12～16 カ月前に提出すること。この期間より遅れると審査期間が不足し申請が拒否される可能性がある。またこれより早く提出しても、市場環境の変化や USCG 型式承認済みシステムの状況によっては申請の修正を余儀なくされることがある。
- ・ 延長申請時には、延長期間終了前に船舶がどのような段階を踏んで基準を遵守するかについての戦略も併せて申請する。この戦略に、USCG 型式承認済み BWM システムの設置スケジュールと計画を含めるよう求められる可能性がある。型式承認済み BWM システムのいずれかを現在の遵守日までに利用できない理由が立証できない申請は却下される。
- ・ 延長が承認された場合、遵守日は船舶の入渠予定とは関係なくなり、申請で提出された遵守戦略と設置プランに基づいて決定される「有効期限」がその代わりとなる。2017 年 3 月 6 日以降に承認された延長申請についてさらなる延長は認められない。
- ・ 代替管理システム (AMS) を設置した船舶は、規制に遵守しているとみなされるため延長申請はできない。AMS は遵守日より 5 年間の使用が可能。規制を遵守するための方法として、新規に AMS を設置する方法も USCG は認めているが、あくまでも USCG 型式承認済みシステムのいずれもが当該船舶に適さないと判断されている場合に限る。

## 推奨事項

米国内の諸港にトレードで寄港する船舶のほとんどが USCG 型式承認済み BWM システムを最終的には設置する必要がありますので、メンバーの皆様はできるだけ早期に準備を進めるようにしてください。USCG は、船主が遵守戦略を作成する際には旗国や船級協会、また USCG とも積極的にやりとりをするようアドバイスしています。これによって米国水域内でのトレード業務の遅延や中断の発生を防ぐことにつながります。加えて、船主は BWM システムのメーカーと密接に連携し、開発中のシステムが自身のニーズを満たすものであるかどうかを確認することも必要です。

バラスト水処理システムの設置について現在計画中的の方は、準備作業のキーポイントが 2016 年 12 月 8 日付 Gard Alert 「[バラスト水規制管理条約の発効に備える](#)」にも掲載されていますのでご覧ください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。